

□弁護士との相談の前に 『判別手続』を知ろう！

* 令和2年12月25日から判別手続がスタートします *

令和元年改正独占禁止法が
令和2年12月25日から施行されます。

課徴金減免制度について
新しく調査協力減算制度^{※1}が導入されます。

判別手続は
新たな課徴金減免制度をより機能させるための手続です。

判別手続とは

公正取引委員会の行政調査手続において提出を命じられた、課徴金減免対象被疑行為^{※2}に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件で、一定の条件を満たすことが確認されたものは、審査官がその内容にアクセスすることなく速やかに事業者へ還付する手続です。



※1 調査協力減算制度：

課徴金減免申請の順位に応じた減免率に加え、事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を適用する制度

※2 課徴金減免対象被疑行為：

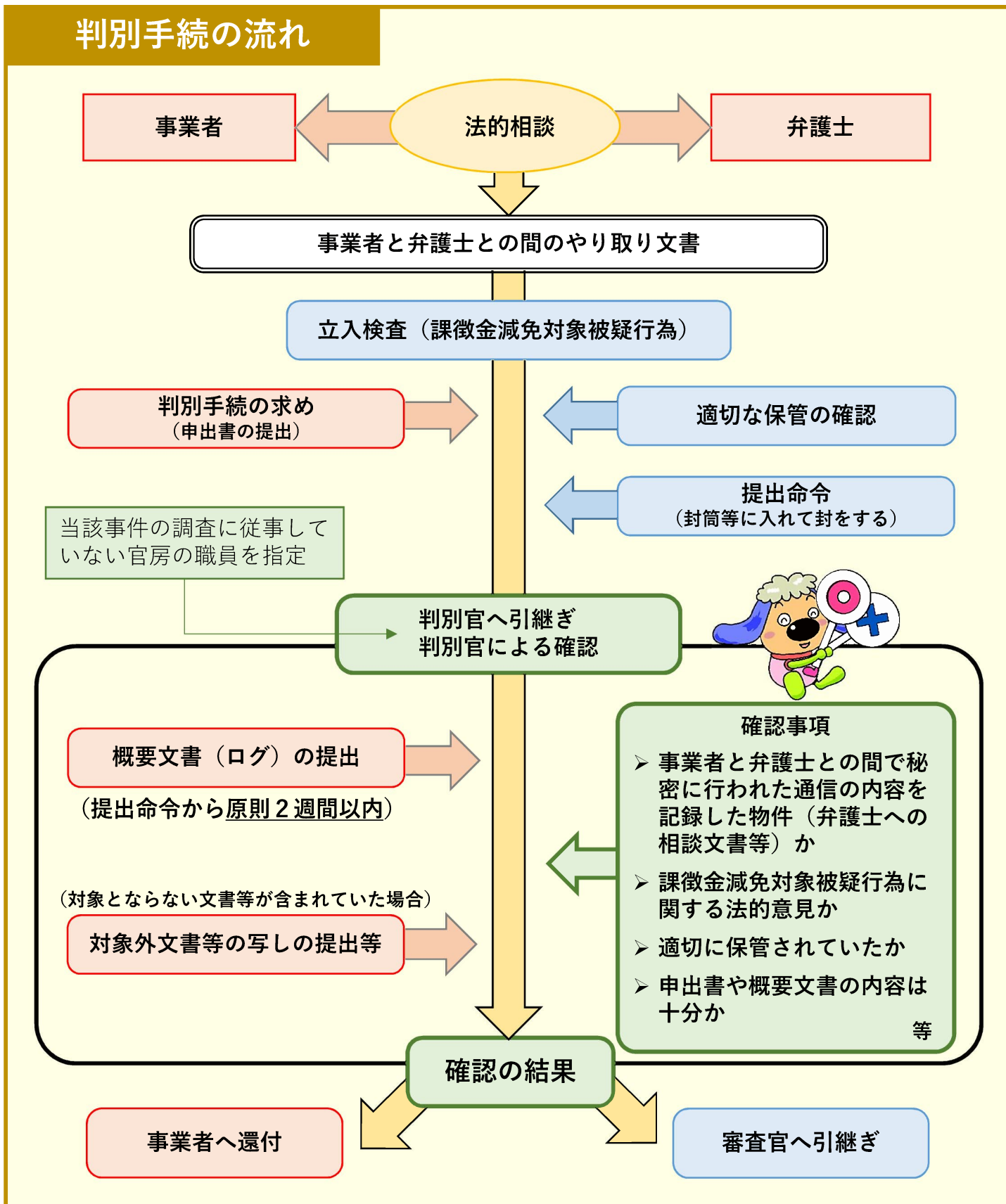
不当な取引制限に該当する行為であって課徴金納付命令の対象となる違反行為及び事業者団体による一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為であって課徴金納付命令の対象となる違反行為の疑いのある行為



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

手続の流れは裏面へ

判別手続の流れ



問い合わせ先：公正取引委員会事務総局 官房総務課 判別係

03-3581-5471 (代表) ※判別係とお伝えください。

Q & A や動画等、更に詳しい情報はこちら👉

<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/hanbetsu/index.html>